

提訴にあたって

本日、大阪地方裁判所民事部に「コロナ・本人訴訟」を提起しました。

日本全国、そして全世界をあげて「新型コロナウイルス」との闘いが展開されている時、出向先の関西新幹線サービック（サービック）、第一事業所では、感染拡大防止策としての自宅待機を「労務管理」に利用して、「東海労対策」を展開するというバカなことをやりました。それは、今も続いています。

私は、今年11月で65歳です。専任社員を卒業して、46年8か月間の鉄ツチン生活を終えることとなります。「ええ歳やし、もう、ええんとちゃうの？」と心のどこかで言ってる、もう一人の自分がいます。「まあ、大したことないし、ええかあ」で済まされるのか？でも、やっぱり「黙って言うことをきけ！と言われて、黙ってられるか！」です。「黙っとくわけにはいかない」のです。

会社の、サービックの、そしてJR東海の思惑を許さないために微力ながら闘うことを決意しました。

「自宅待機」の勤務扱いは、「就業規則第44条(6)項が定める有給休暇」とする、と会社は掲示で周知しました。有給休暇ですから、当然、労働の義務はなく、会社の支配下から解放されます。「有給休暇」としたのは第一事業所のみでした。しかし、何を血迷ったのか山崎副所長は、自宅待機者に課題を課して次回出勤日に提出を強要しました。課題を課したのも第一事業所のみです。その課題は『社員の心得』を写すだけ、つまり写経です。まったく他人をバカにしたものでした。

これについて、東海労関西地本もサービック本社に抗議し、「発」も出してもらいました。闘いは始まりました。サービック本社は「本来は業務をして頂くところを、自宅待機で賃金を保証している」との見解です。サービックさん！それは違うでしょう。「本来は業務をして頂くところを、感染拡大防止対策で有給休暇としています」と言うべきではありませんか。

要するに、会社は自らの『就業規則』も無理解、「訳もわからず、自宅待機にした」のです。

会社の対応は二転三転します。

私たち、東海労の組合員8名は地本からの抗議もあり、当初から「課題の提出」には応じませんでした。それでも全員、5月24日までの1ヶ月間は自宅待機に指定されました。ところが、5月25日以降は、突如として自宅待機から除外されることになりました。

会社の『掲示』内容は、途中で「課題提出」は消えたり、そして、また復活したりコロコ

口変わったんです。いったい、何なんや！です。

そして、あらためて5月25日から「課題を提出しないから自宅待機から除外する」ことが徹底されたのです。

労基法も、就業規則も、有給休暇も、自宅待機も、勤務の扱いも、勤務の指定も、何もかもがいい加減で、デタラメなサービック。社長以下、会社の幹部のほとんどがJ R東海からの天下りで、現場の所長もすべて同様に天下りだらけのサービック。身内のたらい回しでポストを得ている連中で固めた会社です。こんな連中の言いなりになるわけにはいきません。

山崎副所長！国を挙げての「新型コロナ対策」のはずが、現実には「感染の危険にさらす」という非人間的な扱い。課題を出さない、言うことをきかない奴は「感染して死んでもかまわない」ということですか！法廷の場で、ハッキリ答えてもらいたいと思います。

竹腰所長！一切、現場の社員の前に顔を出すこともなく、所長室に籠って、まさか「いかにして感染させるか」と策を練ってるのではないでしょうね。あなたは自分が恥ずかしくないのですか？まさか法廷から逃げ出すことはできませんよ！

私は、法廷の場で第一事業所の山崎副所長、竹腰所長のデタラメな管理姿勢を徹底的に明らかにします。そして、それを容認するサービック本社の姿勢を問います。

今、サービックに幽霊が出る。東海労と言う幽霊が。この幽霊に恐れるサービックはJ R東海と固く連携して「東海労退治」に躍起となっている。

「もう、これ以上騒がないでくれ！」「このままでは東海労のファンがつくられてしまう！」と、慌てふためく姿が浮かんでくる。そして、今や悲痛な悲鳴とうめき声が聞こえてきている。

サービックをはじめとする、J R東海に関連企業で働く仲間の皆さん！

私たちは、もうオッサンです。でも、普通のオッサンのままでポーっとしてられません。東海労と共に闘いましょう。そして、働く者の権利と利益を、共に切り拓きましょう。

2020年8月5日

原告 萩原 光廣